

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

・焼却処理した一般廃棄物の数量

可燃ごみ 単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	1171.81	1009.07	970	1013.76	1029.41	1022.99	976.55					
2号炉	884.97	985.98	1054.65	971.47	975.87	1014.37	975.99					
合計	2056.78	1995.05	2024.65	1985.23	2005.28	2037.36	1952.54	0	0	0	0	0

・燃焼ガス温度等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度	測定位置:燃焼室出口 単位:℃											
1号炉	1,055	1,030	996	995	1,022	1,031	1,015					
2号炉	1,022	1,016	956	893	9,002	911	983					
集塵器流入燃焼ガス温度	測定位置:集塵機入口 単位:℃											
1号炉	198	197	197	197	197	197	197					
2号炉	198	197	197	197	197	197	197					
一酸化炭素濃度	測定位置:誘引送風機入口 単位:ppm											
1号炉	16	14	7	19	6	5	9					
2号炉	16	11	11	9	19	7	10					

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果

1号炉

焼却炉	1号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2022/4/26	2022/8/22		
報告日	2022/5/31	2022/9/30		
測定項目	基準値			
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	0.0001	0.00014	
硫酸酸化物(mN/h)	()内の数値	0.2(68.0)	0.28(68.3)	
窒素酸化物(ppm)	250	160	180	
塩化水素(mg/m ³ N)	700	13	50	
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5			

※硫酸酸化物の基準値は届出値

2号炉

焼却炉	2号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2022/4/26	2022/8/22		
報告日	2022/5/31	2022/9/30		
測定項目	基準値			
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	0.00007	0.0016	
硫酸酸化物(mN/h)	()内の数値	0.16(66.6)	0.23(66.3)	
窒素酸化物(ppm)	250	100	130	
塩化水素(mg/m ³ N)	700	16	43	
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5			

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定:年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)
 ・ダイオキシン類測定:年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)